令和３年度
地域密着型サービス事業者公募要項
（令和４年度整備分）

令和３年７月

ふじみ野市福祉部高齢福祉課

— 目次 —

頁
1　公募の趣旨 …… 1
2　募集内容 …… 1
3　応募事業者の資格要件 …… 3
4　募集する事業の整備計画要件 …… 4
5　施設整備に係る公的補助について …… 5
6　公募スケジュール …… 6
7　公募要項等の配布 …… 7
8　公募要項等に関する質問の受付 …… 7
9　事前相談書の提出 …… 8
１０　応募申込書の提出 …… 9
１１　事業者の選定方法に関する事項 …… １６
１２　失格事項 …… １８
１３　その他の注意事項 …… １９
１４　問い合わせ先 …… ２０

１　公募の趣旨

ふじみ野市は、令和３年度から３年間を計画期間とする第８期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができるよう、地域密着型サービスを計画的に整備することとしている。

本公募は、適正かつ周辺住民に配慮した事業運営及び利用者に対してより良いサービスの提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するために行うものである。

２　募集内容

(1) 募集する事業

①認知症対応型共同生活介護（２ユニット１８人）

②看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護（登録定員２９人まで）

※①と②を併設した拠点を整備するものとする。

※サービス付き高齢者向け住宅との併設又は同一敷地内における建設は不可とする。

（2）整備する日常生活圏域

圏　　域	地　　区
A：第１圏域	池上、上ノ原、上野台、大原、川崎、北野、清見、駒林、駒林元町一～二丁目、新駒林、新田、滝、築地、水宮、仲、中ノ島、中丸、長宮、中福岡、西原、花ノ木、福岡、福岡新田、松山、本新田、元福岡、谷田
B：第２圏域	霞ケ丘、上福岡、駒西、駒林元町三～四丁目、西、富士見台、福岡中央、福岡武蔵野、丸山、南台
C：第３圏域	大井中央三～四丁目、亀久保二～四丁目、亀久保（１２１５～２２０５番地）、鶴ケ岡、鶴ケ舞、西鶴ケ岡、東久保、ふじみ野、緑ケ丘
D：第４圏域	旭、市沢、うれし野、大井、大井中央一～二丁目、大井武蔵野、亀久保一丁目、亀久保（６４３～１１９６番地）、桜ケ丘、苗間

※　ふじみ野市都市計画マスタープランにおける東部地域のうち国道２５４号バイパスの東側及び西部第二地域（関越自動車道の西側）を除く。

（3）サービス提供開始予定時期
令和５年３月

３　応募事業者の資格要件
（応募時点で、次に掲げる全ての要件を満たす法人であること。）

(1) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号の規定に該当しないこと。

(2) 確実な事業実施と継続して安定した運営を行うための十分な経営基盤及び事業に対する知識経験を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にないこと。

(6) 納付すべき国税及び市町村税等を滞納していないこと。

(7) 過去に所轄庁からの指導監査の結果、不正請求や重大な運営基準違反等の指導事項がないこと。

(8) 介護保険サービス事業を運営していること。

(9) 「９　事前相談書の提出」に規定する事前相談書を提出していること。

４　募集する事業の整備計画要件
（次に掲げるすべての要件を満たす事業であること。）

(1) 事業所の整備計画は、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、景観法、建築基準法、消防法、ふじみ野市開発行為等指導要綱、ふじみ野市指定地域密着型サービス事業所等の指定及び指定に係る同意等に関する要領及びその他の関係法令等を遵守することとし、関係機関と十分な協議を行ったうえで、計画を策定されているものであること。

(2) 計画地は、(1)の要件に照らし、必要な許認可等が得られる見込みのある用地とするとともに、災害に対する安全性が確保されていること及び地域との交流を図ることが期待できること。また、既存の同種の施設に隣接していないことが望ましい。

(3) 計画地は、原則、自己所有地（取得見込みを含む。）とすること。借地の場合は、地上権又は賃借権を設定、登記すること。ただし、借地の場合は、事業者が当該賃借料を長期間にわたり、安定的に支払う能力があると認められる場合に限る。

(4) 計画地に抵当権（根抵当権を含む。）が設定されていないこと。（抹消が確実な場合を除く。）

(5) 事業所は、令和４年度に整備するものとする。また、ふじみ野市指定地域密着型サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成２４年ふじみ野市条例第３２号）等に適合し、かつ、令和５年３月末日までに開所が見込まれる整備計画であること。

５　施設整備に係る公的補助について

公募するサービスの整備にあたっては、埼玉県の「地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用し、予算の範囲内で補助する予定である。

ただし、現時点では、令和４年度における補助制度の実施及び採択要件等は未定であるため、補助金が交付されない場合も想定のうえ、応募すること。

【補助金の内容】

※令和３年度の補助内容であるため、実際に補助を行う令和４年度には変更となる場合がある。

※ (1)・(2)とも補助基準額を上限とした補助対象経費の実支出額。

(1) 施設整備に係る補助（「ふじみ野市高齢者福祉施設整備補助金」）

【補助基準額】

・認知症高齢者グループホーム　　３，３６０万円／施設

・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所　３，３６０万円／施設

※合築・併設の場合は、それぞれの単価に１．０５を乗じた額

施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(2) 開設準備経費に係る補助（「ふじみ野市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金」）

【補助基準額】

・認知症高齢者グループホーム　　８３．９万円×入居定員数

・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所　８３．９万円×宿泊定員数

施設の円滑な開所や既存施設の増床に必要な開設前６月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。

６　公募スケジュール（事前相談から選定までの流れ）

期日	内　容	応募者
令和３年７月１日(木)	公募要項等の配布	事前相談書の作成・提出 質問票の作成・提出 （質問事項がある場合）
令和３年７月９日(金) 午前１０時～午前１１時	公募説明会（※）	
令和３年７月３０日（金） 午後５時１５分まで	事前相談書の提出期限 質問票の提出期限	
令和３年８月１０日（火）まで	質問に対する回答の通知	
令和３年８月３１日（火） 午後５時１５分まで	応募申込書の提出期限	応募申込書の作成・提出
令和３年１０月１２日（火)、１３日（水）のいずれか	選定委員会（ヒアリング審査）	プレゼンテーション実施
令和３年１０月下旬～１１月上旬	選定結果通知	

※公募説明会

公募要項の内容について説明会を開催する。

１　日時

令和３年７月９日（金）　午前１０時～午前１１時

２　場所

ふじみ野市役所　本庁舎２階　Ａ２０１会議室

３　参加申し込み

令和３年７月８日（木）までに高齢福祉課介護保険係（kaigo@city.fujimino.saitama.jp）宛て電子メールで法人名・担当者名・出席者数を明記の上、申し込む。

７　公募要項等の配布

(1) 配布期間
令和３年７月１日（木）～令和３年７月３０日（金）
午前８時３０分～午後５時１５分（ただし土・日曜日、祝日を除く）

(2) 配布場所
ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係
〒３５６－８５０１　ふじみ野市福岡一丁目１番１号　本庁舎１階
又は以下の市のホームページからも入手可。
http://www.city.fujimino.saitama.jp/
（ＴＯＰ ＞ 組織から探す ＞ 高齢福祉課 ＞ 介護保険係 ＞ 地域密着型サービス事業者公募について）

８　公募要項等に関する質問の受付

(1) 受付期間
令和３年７月１日（木）～令和３年７月３０日（金）
最終日は午後５時１５分まで（必着）

(2) 質問票提出方法
質問票（様式第１号）に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。件名は、「地域密着型サービス事業者公募に関する質問」とすること。また、電子メールの送信後は電話により着信の確認を必ず行うこと。

(3) 電子メールアドレス等
宛先：ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係
Ｅ－mail：kaigo@city.fujimino.saitama.jp

(4) 回答方法
質問に対する回答は、事前相談書の提出があったすべての者に対し、事前相談書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の応募内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。市からの電子メールが届いていないことが疑われる場合は、電話にて電子メールの送信状況について確認を行うこと。

９　事前相談書の提出

(1) 提出書類

事前相談書(様式第２号)及び添付書類(「１０　応募申込書の提出」の「(１) 提出書類一覧」のうち、書類番号５、１２、１６、２１)

(2) 提出期限

令和３年７月３０日（金）午後５時１５分まで

(3) 提出方法

持参による。

(4) 提出先

ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係
〒３５６－８５０１　ふじみ野市福岡一丁目１番１号　本庁舎１階
午前８時３０分～午後５時１５分（ただし土・日曜日、祝日を除く）

(5) 提出部数

１部

(6) 注意事項

ア　事前相談については、「予約制」とするため、予め電話で予約したうえで、来庁すること。
連絡先：ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係
電話：０４９－２６２－９０３７（直通）

イ　設計業者又は不動産業者のみによる事前相談は受け付けないため、必ず法人の代表者又は事業責任者が来庁すること。

ウ　事前相談書の提出が応募事業者の資格要件であるため、必ず提出すること。

１０　応募申込書の提出

(1) 提出書類一覧

	書類番号	提出書類	様式	原本証明	注意事項
	1	応募申込書	様式第３号		□ 応募する事業、開設予定地が記載されているか。 □ 法人名、代表者名及び所在地は履歴事項全部証明書と一致しているか。
法人の概要	2	法人定款又は寄付行為		○	
	3	履歴事項全部証明書（法人の登記簿謄本）			□ 提出日以前３か月以内に発行されているか。
	4	欠格事項に該当しないことの誓約書	様式第４各号		□ 介護保険法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号に該当していないか。
	5	運営法人の概要等	様式第５各号		□ 法人の事業実績等を具体的に記載しているか。
	6	直近の指導監査結果等書類一式		○	□ 所轄庁が実施した監査等において、不正請求や重大な運営基準等の違反がないこと。
	7	代表者の経歴書	様式第６号		□ 申請時までの経歴を省略していないか。

法人の概要	8	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)※直近３期分（写）		○	□　直近３期分あるか。
	9	市税等の納税証明書(直近の事業年度の納税証明書)			□法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その１） □法人都道府県民税の納税証明書 □法人市町村民税の納税証明書 □事業税の納税証明書 ※収益事業を行っていない社会福祉法人など、非課税となっている法人の場合は以下のとおり。 □法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その１） □法人都道府県民税･事業税の「滞納処分を受けたことがない証明」 □法人市町村民税の納税証明書は不要。
	１０	疎明書面等	様式第７各号		□　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないか。 □　民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないか。 □　法人又は代表者等が暴力団関係者との関わりがないか。
事業計画	１１	開設提案書	様式第８号		□　提案する事業の理念と基本方針を明記しているか。 □　様式の項目全てが記載されているか。
	１２	開設計画書	様式第９号		□　事業計画の概要が記載されているか。

事業計画	１３	管理者の経歴書	様式第１０号		□ 申請時までの経歴を省略していないか。 □ サービス種別ごとの管理者が別の場合は、それぞれ提出すること。
	１４	従業者等の計画	様式第１１各号		□ 事業運営に必要な人員数を満たす計画となっているか。 □ サービス種別ごとの様式を提出すること。
	１５	勤務形態一覧表等（予定）	様式第１２各号		□ 従業者の職種･員数が従業者等の計画と一致しているか。 □ 他事業との兼務関係がわかるものとなっているか。
	１６	開設までのスケジュール	様式第１３号		□ 事前相談、応募、選定、指定申請、開設予定までの流れが適正か。
	１７	協力医療機関との連携	様式第１４号		□ 日常及び緊急時の連携について、それぞれ記載しているか。

資金計画	１８	資金計画書	様式第１５号		□ 整備形態と記載内容に矛盾がないか。 □ 用地取得、建築、設備、運転資金等の必要経費は記載されているか。 □ 必要経費に見合う資金調達が記載されているか。
	１９	残高証明、融資に係る書類			□ 提出日以前３か月以内に発行されているか。 □ 資金計画書の財源に記載されている資金を確保している、又は、確保の見込みがあるか。
	２０	事業収支見込書	様式第１６号		□ 事業開始月から１年分作成しているか。 □ 介護サービス費等の収入、人件費等の支出、収支差額は記載されているか。 □ 整備形態が賃借の場合、賃借料を計上しているか。 □ 対象経費以外のものを含んでいないか。
土地・建物関係	２１	開設予定地の位置図、案内図、公図、土地利用計画図			□ 近隣の状況が分かるものであるか。（スーパー、公園、バス停等） □ 位置図、案内図、公図、土地利用計画図は揃っているか。 □ 位置図には、開設予定地の面積、距離、形状、位置、境界が正確に記載されているか。 □ 公図は、提出日以前３か月以内に発行されているか。
	２２	開設予定地の土地登記簿謄本（全部証明）			□ 提出日以前３か月以内に発行されているか。 ※ 土地が賃借である場合も提出すること。

土地・建物関係	２３	開設予定建物の家屋登記簿謄本（全部証明）			資格 提出日以前３か月以内に発行されているか。 ※ 既存建物を使用する場合のみ提出すること。
	２４	土地売買契約（確約）書（写）又は、 賃貸借契約（確約）書（写）		○	□ 選定された後、確実に土地・建物を取得または賃借することが確認できる内容の書類。
	２５	建築（改築）設計図書（配置図、平面図、立面図）			□ Ａ３版、縮尺が１／１００又は１／２００のもの。 □ 敷地形状と建物形状を明示しているか。 □ 建物の構造（耐火構造物、準耐火構造物の区分）は記載されているか。 □ 基準において求められる専用区画等の内法面積を記載しているか。 □ 延べ床面積を記載しているか。（併設の場合、サービスごとの面積内訳を記載しているか。）
	２６	建築（改築）工事費等見積書（写）		○	□ 資金計画書の建築・設備費と一致しているか。
	２７	設備・備品等一覧表	様式第１７各号		□ 事業運営に必要な設備及び備品等の具体的な説明が記載されているか。

その他	２８	地域住民等への説明状況	様式第１８号		□ 地域の代表者や住民に対しての周知状況等、経過を記載しているか。 □ 地域から意見･要望等があった場合、その対応等について明記されているか。
	２９	関係機関との協議結果報告書	様式第１９号		

＊書類番号に○が付いているものは事前相談書で必要な添付書類

(2) 提出書類の体裁

ア　提出する書類は、提出書類一覧のうち「土地利用計画図及び建築設計図書」以外は、全てＡ４版とすること。「土地利用計画図及び建築設計図書」については、Ａ３版とする。

イ　「提出書類一覧」の「書類番号」に従って、順番にＡ４フラットファイルに、書類を綴ること。

ウ　(1)の「書類番号」ごとに仕切りを作成し、インデックスを付けること。

エ　契約者同士で原本を保管する必要のある書類（土地売買契約書等）は、写しとし、原本証明をすること。

【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。 　　年　月　日　社会福祉法人 ○○会 理 事 長　○○　○○ ㊞

(3) 提出期限

令和３年８月３１日（火）午後５時１５分まで

(4) 提出方法

持参による。

(5) 提出先

ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係

〒３５６－８５０１　ふじみ野市福岡一丁目１番１号　本庁舎１階

午前８時３０分～午後５時１５分（ただし土・日曜日、祝日を除く）

(6) 提出部数

８部（正本１部・副本７部）

(7) 注意事項

ア　応募申込書の提出については、「予約制」とするため、予め電話で予約したうえで、来庁すること。

連絡先：ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係

電話：０４９－２６２－９０３７（直通）

イ　設計業者又は不動産業者のみによる応募申込書の提出は受け付けないため、必ず法人の代表者又は事業責任者が来庁すること。

ウ　提出期限後の追加提出や差替えは、一切認めないものとする。

エ　提出された書類は返却しないものとする。

オ　本公募に応募するために必要な費用は、すべて応募事業者の負担とする。

カ　本公募における土地所有者との間の仮契約書等に基づき発生した損害賠償請求等については、本市は一切その責任を負わないものとする。

キ　同一事業者からの複数の応募申込書の提出は、認めないものとする。

ク　応募申込書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。

ケ　提出書類の著作権は、応募事業者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は、提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。

コ　本公募に係る情報公開請求があった場合は、ふじみ野市情報公開条例（平成１７年ふじみ野市条例第８号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合があること。

サ　応募申込書の提出後に応募を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第２０号）を提出すること。

シ　応募事業者は、応募申込書の提出をもって、公募要項等の記載内容に同意したものとみなす。

１１　事業者の選定方法に関する事項

事業者の選定審査は、「ふじみ野市地域密着型サービス事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととし、要件審査、応募申込書等の書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施する。

(1) 要件審査

要件審査については、「３　応募事業者の資格要件」及び「４　募集する事業の整備計画要件」を満たしているか審査し、要件を満たしている事業者のみを書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査の対象とする。

(2) 書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査

ア　日時　令和３年１０月１２日（火）、１３日（水）のいずれか（時間の詳細は、応募事業者ごとに別途通知する。）

イ　場所　ふじみ野市役所（場所の詳細は、応募事業者ごとに別途通知する。）

ウ　実施時間

１事業者につき、４５分以内とする。

入室及び機材の準備	５分以内
プレゼンテーション	１５分以内
質疑応答	２０分以内
撤去	５分以内

エ　出席者

１事業者につき、3名までとする。事業担当者となる予定の者は、原則出席すること。

オ　注意事項

プレゼンテーションは、提出した応募申込書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションを行うことは許可する。補足資料を使用する際は、応募申込書の該当箇所を明示することとする。

パソコンは、応募事業者が持参することとし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(3) 選定にあたっての評価項目

事業者を選定するための評価項目の詳細は、別紙「地域密着型サービス事業者公募評価基準書」を参照すること。

(4) 選定方法

選定委員会は、評価項目に基づき応募申込書、プレゼンテーション及びヒアリング内容から事業実施の確実性、実効性及び開設提案内容等を評価し、評価合計点が最も高い者を候補者として選定する。

ア　最高点獲得者が複数いた場合は、１位と評価した評価者の数が多い者を候補者として選定する。１位と評価した評価者の数が同数の場合は、選定委員会委員長による評価の点数が最も高い者を候補者として選定する。

イ　選定委員に欠員があった場合は、評価項目３及び４の評価合計点を次の式により計算し算出するものとする。

※　評価合計点＝出席委員の評価合計点×委員定数÷出席委員数

ウ　応募事業者の得点が最低基準点を下回る場合、又は評価項目１、２において不適格の場合は、候補者として選定しない。

エ　応募事業者が多数の場合は、事前に評価項目１から３までの審査を実施し、上位者のみ（３事業者程度）をプレゼンテーションによるヒアリング審査の対象とする。

(5) 公募の成立

応募事業者が１者の場合でも、本公募は成立する。

なお、審査の結果、選定を行わない場合がある。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和３年１０月下旬～１１月上旬に各応募事業者へ郵送により通知する。なお、選定結果についての異議申立ては認めない。また、選定結果については、市ホームページで公表する。

１２　失格事項

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 公募要項に違反した場合

(3) 公募要項等で示された提出期限、提出先、提出方法又は書類作成上の注意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

１３　その他の注意事項

(1) 本公募による事業者の選定は、土地建物関係の法令上の制限解除等を保証するものではない。

(2) 選定されなかったことによる損害・損失等について、本市は一切その責任を負わないものとする。

(3) ふじみ野市指定地域密着型サービス等の事業に関する基準等を定める条例等を満たせずに事業の実施が見込めない場合や、応募内容から実施計画が著しく変更された場合には、選定を取り消す場合がある。

(4) 選定された事業者は、改めて介護保険事業者としての指定申請を行う。その際、指定基準等を満たさない場合には、指定を受けることができない。

(5) 事業者の選定後において、選定した事業者が辞退した場合又は提出書類の重大な不備や虚偽の記載等により選定が無効となった場合には、他の事業者を繰り上げて選定することがある。

(6) 応募がなかった場合、選考の結果、評価基準等に満たないなどの理由により事業者が選定されなかった場合又は選定された事業者がやむを得ない事情により事業を中止した等の場合には、再度公募を行うことがある。

１４　問い合わせ先

ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係

〒３５６－８５０１

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目１番１号

電　話　：０４９－２６２－９０３７（直通）

ＦＡＸ　：０４９－２６１－７６２１

Ｅ－mail：kaigo@city.fujimino.saitama.jp